

連結財務書類注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産…取得原価
- ② 無形固定資産…取得原価

また、地方公営企業法が適用される会計及び連結対象団体においては、原則取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券…償却原価法（定額法）
なお、一部の連結対象団体においては、取得価額または、額面金額で評価しています。
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの…会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格のないもの…取得原価または償却原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの…会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格のないもの…出資金額

ただし、②のイ及び③のイのうち実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2年～50年
工作物	3年～80年
物品	2年～20年

ただし、一部の連結対象団体については、定率法によっています。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く）

…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

なお、一部の連結対象団体において、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

短期貸付金及び長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個

別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額（全職員が年度末に自己都合退職するものと仮定した場合の退職手当の額）を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、当期末における退職給付債務に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しています。

（５）リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除く）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、一部の連結対象団体においては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（６）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、地方公営企業会計及び一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

（７）連結対象団体の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が３か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っています。

２ 重要な後発事象

該当ありません。

３ 偶発債務

（１）保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、次のとおりです。

損失補償等に係る債務負担行為のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定対象となったものを記載しています。

そのうち将来負担比率の算定に含めた将来負担額を損失補償等引当金として貸借対照表に計上し、引当金計上額を除く損失補償債務等額は、偶発債務として表に記載していま

す。

団体等	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	偶発債務（引当金計上額を除く損失補償債務等額）	
（福）神奈川県社会福祉協議会	—	234 百万円	2,104 百万円	2,337 百万円
三菱倉庫（株）	—	1,214 百万円	10,922 百万円	12,136 百万円
計	—	1,447 百万円	13,026 百万円	14,473 百万円

4 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

会計（団体）名	区分	連結方法	比例連結割合
水道事業	地方公営企業会計	全部	-
電気事業	地方公営企業会計	全部	-
公営企業資金等運用事業	地方公営企業会計	全部	-
相模川総合開発共同事業	地方公営企業会計	全部	-
酒匂川総合開発事業	地方公営企業会計	全部	-
流域下水道事業会計	地方公営企業会計	全部	-
国民健康保険事業会計	地方公営事業会計	全部	-
神奈川県川崎競馬組合	一部事務組合	比例	66.67%
神奈川県内広域水道企業団	一部事務組合	比例	47.25%
(地独)神奈川県立病院機構	地方独立行政法人	全部	-
(地独)神奈川県立産業技術総合研究所	地方独立行政法人	全部	-
(大)神奈川県立保健福祉大学	地方独立行政法人	全部	-
神奈川県道路公社	地方公社	全部	-
神奈川県住宅供給公社	地方公社	全部	-
(公財)神奈川県芸術文化財団	第三セクター等	全部	-
(公財)神奈川県産業振興センター	第三セクター等	全部	-
(公財)地球環境戦略研究機関	第三セクター等	全部	-
(公財)かながわトラスみどり財団	第三セクター等	全部	-
(公財)かながわ海岸美化財団	第三セクター等	全部	-
(公財)神奈川県下水道公社	第三セクター等	全部	-
(公財)神奈川県暴力追放推進センター	第三セクター等	全部	-
(公社)神奈川県農業会議	第三セクター等	全部	-
(公財)神奈川県文学振興会	第三セクター等	全部	-
(株)湘南国際村協会	第三セクター等	全部	-
(福)神奈川県総合リハビリテーション事業団	第三セクター等	全部	-
(公財)かながわ国際交流財団	第三セクター等	全部	-
(公財)かながわ健康財団	第三セクター等	全部	-
(公財)神奈川県栽培漁業協会	第三セクター等	全部	-
(公財)神奈川県都市整備技術センター	第三セクター等	全部	-
(公財)神奈川県生活衛生営業指導センター	第三セクター等	全部	-
(一財)神奈川県厚生福利振興会	第三セクター等	全部	-
(一財)神奈川県教育福祉振興会	第三セクター等	比例	25.00%
(職)神奈川県能力開発センター	第三セクター等	比例	49.75%
(株)湘南なぎさパーク	第三セクター等	比例	42.47%
(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	第三セクター等	比例	32.89%
(一社)神奈川県畜産会	第三セクター等	比例	30.99%
(一社)神奈川県果実協会	第三セクター等	比例	25.00%

※（公社）神奈川県農業公社と（一社）神奈川県農業会議は、令和5年4月1日に前者を存続法人として合併し、法人名称を「公益社団法人神奈川県農業会議」に変更しています。

※（一財）あしがら勤労者いこいの村は令和5年3月31日までの存続期間満了により解散したため、連結対象団体から外しています。

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結対象としています。
- ② 一部事務組合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

す。

- ③ 地方独立行政法人は、すべて全部連結対象としています。
- ④ 地方公社は、すべて全部連結対象としています。
- ⑤ 第三セクター等は、出資割合等が 50 %を超える団体（出資割合等が 50 %以下であつても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含む。）は、全部連結対象としています。

また、いずれの地方公共団体にとつても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等に応じて、比例連結対象としています。

ただし、出資割合が 25 %未満であつて、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結対象としていません。

（２）出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

（３）表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

（４）売却可能資産の範囲及び内訳

売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

- ・ 普通財産のうち活用が図られていない資産
- ・ 庁内において売却方針である資産

イ 内訳

区分		金額
事業用資産		17,933 百万円
	土地	17,933 百万円

（５）その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

令和 5 年度純資産変動計算書の前年度末純資産残高は、会計間の資産購入と売却について、相殺消去を行わずに算出した令和 5 年度期首残高の金額を記載しています。

なお、地方公営企業及び連結対象団体については、前年度末純資産残高の金額を用いています。